

標茶町教育大綱



SHIBECHA

平成27年11月

標茶町

目 次

大綱策定の趣旨	1
大綱の基本的な考え方	1
大綱の期間	1
大綱の取組方針	
1 学校教育の充実	2 ~ 3
2 社会教育の充実	4 ~ 5

大綱策定の趣旨

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本町の教育に関する基本的な計画として、教育、学術及び文化の振興に関する施策の取組方針を定めるものです。

大綱の基本的な考え方

この大綱は、本町教育の基本理念や教育目標などの方向性を示すものであるとともに、教育行政を総合的に推進していく「土台」となるものであり、「標茶町第4期総合計画」を踏まえ定めてあります。

本町の教育行政の推進にあたっては、「標茶町教育行政方針」に基づき施策を展開します。

大綱の期間

期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とします。計画の見直しは、社会経済情勢の変化や「標茶町第4期総合計画」の改訂に合わせ、必要に応じて行います。

大綱の取組方針

学校教育の充実

学習指導要領においては、「生きる力」の理念のもと、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健康な体をバランスよく育成することが強く求められています。

「生きる力」を育成するため、校長の経営ビジョンを教職員が共有し、一丸となって学習指導要領の理念や内容を学校の教育計画に具体化し、保護者や地域の信頼に応える、魅力ある学校づくりを推進します。

1 信頼に応える魅力ある学校づくりの推進

- (1) 生きる力を育む教育課程の編成・実施・改善に取り組みます。
- (2) 学校評価を活用した学校運営の改善に努めます。
- (3) 教員の質の向上に努めます。

2 確かな学力の育成

- (1) 基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成に努めます。
- (2) 個に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。
- (3) 望ましい生活習慣や学習習慣の確立に努めます。
- (4) 今日的な教育課題への対応を図ります。

3 豊かな心の育成

- (1) 道徳教育の充実に努めます。
- (2) いじめや不登校への適切な対応に努めます。
- (3) 読書活動の充実に努めます。

4 子どもの健康な体の育成と安全

- (1) 子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルの確立を図ります。
- (2) 健康指導・健康管理の充実に努めます。
- (3) 安全指導・防災教育の充実に努めます。
- (4) 安心・安全に配慮した学校給食の提供と食に関する指導の充実に努めます。
 - ・学校給食共同調理場の改築検討

5 特別支援教育の充実

- (1) 教員の専門性の向上を図る研修の充実に努めます。
- (2) 特別支援学校との連携を図った校内の取組みの充実に努めます。
- (3) 個別の指導計画や支援計画の作成と活用の促進を図ります。
- (4) 特別支援教育支援員の配置による支援の充実に努めます。

6 幼稚園教育の充実

- (1) 小学校との円滑な接続のため、小学生との交流を一層推進します。
- (2) 保育園との連携を深め、合築施設の長所を活かした運営に努めます。

7 教育環境の整備

- (1) 教育効果の向上を図るため、児童生徒の立場に立った学級、学校編成を進め、よりよい教育環境づくりに努めます。
- (2) 安全で快適な教育環境を確保するため、校舎等の耐震化・老朽化対策を進めるとともに、維持補修及び衛生管理、教材・器具等の適切な整備に努めます。
- (3) スクールバスの安全運行に努めるとともに、計画的な車両更新を図ります。

8 高等教育の確保

- (1) 総合学科の特性を活かせるよう、間口維持と生徒確保の支援に努めます。
- (2) 教育振興会を通じ、地域と一体となった実践教育の支援に努めます。

社会教育の充実

標茶町社会教育第7次中期計画に基づき、社会教育委員を中心に、各種委員、団体及び住民の皆様の協力を得て、生涯学習の理念を踏まえ、社会教育を推進します。

1 社会教育の推進

- (1) 住民の自主的、自発的に行う学習活動の成果を活用し、自己研鑽と社会形成に主体的に参画する「地域づくり」「人づくり」を進めます。
- (2) 社会教育施設が核となり、地域課題や生活課題と併せて学習機会の創造に努めます。

2 家庭教育への支援

- (1) 子育て支援センターをはじめとする関係機関との連携により、家庭教育の支援に努めます。

3 青少年教育の充実

- (1) 家庭・学校・地域が一体となり関係機関、団体と連携して、青少年の良好な環境づくりに努めます。
- (2) 青少年健全育成推進連絡協議会の機能が充分発揮できるよう支援に努めます。
- (3) 青少年の自主性・自発性を養うための自然体験学習や社会性・自立性を育むための学習機会の提供に努めます。
- (4) 成人式の挙行と成人式前夜祭実行委員会の支援に努めます。

4 成人教育の充実

- (1) 公民館講座等における学習機会の充実と学習意欲を高めるための情報提供と支援に努めます。
- (2) 女性団体の主体的な活動の支援に努めます。

5 高齢者教育の充実

- (1) 「たんちょう大学」等の学習機会の充実に努めます。
- (2) 高齢者の社会参加の機会が確保されるよう支援に努めます。

6 文化の振興

- (1) 社会教育認定団体の自主的な文化活動等の支援に努めます。
- (2) 広く町民に優れた芸術・芸能の鑑賞機会の提供に努めます。
- (3) 郷土の歴史・文化を伝承する講座等の開催に努めます。

7 文化財の保護と活用

- (1) 埋蔵文化財、町指定文化財の適切な保存と活用に努めます。
- (2) 北海道縄文のまち連絡会と連携し、縄文遺跡の情報発信に努めます。

8 スポーツの振興

- (1) 子どもから高齢者までを対象とした各種スポーツ大会・教室の充実に努めます。
- (2) スポーツ推進委員、健康づくり運動指導員の指導体制の充実に努めます。
- (3) 障がい者スポーツ教室等を通じて運動の日常化に努めます。
- (4) 体育協会や各スポーツ団体の主体的な活動を支援します。

9 図書館の活動

- (1) 公共図書館や大学・学術機関と連携し、迅速な資料提供に努めます。
- (2) 移動図書館車、各地域文庫等の充実に努め、図書利用の促進を図ります。
- (3) 絵本の読み聞かせ会、司書の学校訪問、図書館まつりや人形劇等の子ども行事の充実に努め、児童奉仕に努めます。

10 郷土館の活動

- (1) 「収集と整理・保管」「公開と展示」「普及と教育」「調査と研究」の機能を発展させ、郷土資料の活用と情報発信に努めます。
- (2) 移動展や各種講座の充実に努め、郷土博物館の条件整備に努めます。

体 系 図

